

第1章 総則

(名称)
第1条 この法人は、特定非営利活動法人木育ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県伊都郡かつらぎ町に事務所を置く。
2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を和歌山県海草郡紀美野町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、年齢を問わず様々な世代の人に対して、木の良さやその利用の意義を学ぶ木育活動の普及推進の事業を行い、持続可能な循環型社会を目指す上で、資源としての森林や木材の価値の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子供の健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 木育及び木育の普及・啓発事業
- (2) 木製玩具の普及・啓発事業
- (3) 木育から森育へと繋げ、森林環境教育の普及・啓発事業
- (4) 木育に係る人材育成事業
- (5) 他団体との交流・協同によるネットワーク構築事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の業務上又は技術上の指導、助言を得るために、理事会の議決を経て、理事長が委託した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなけ

ればならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人の業務を総理する。

- 2 理事全員は、この法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ

- を総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

- (種別)
- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面または電磁的記録により表決、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 入会金及び会費の額

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関するもののみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関するもののみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨時の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

（細則）この定款は、この法人の設立の日から施行する。また、この定款は、この法人の設立の日から施行する。この定款は、この法人の設立の日から施行する。

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。また、この定款は、この法人の成立の日から施行する。この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 光永 武史

副理事長 桎尾 善成

理事 小西 麻美

監事 森藤 秀実

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。

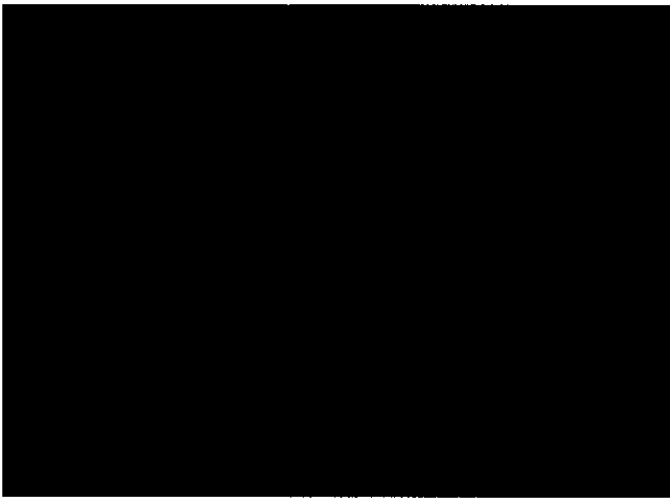
4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、無しとする。

役員名簿

特定非営利活動法人木育ネットワーク

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事長	荒冢 武史		無
副理事長	樫尾 善成		無
理事	小西 麻美		無
監事	森藤 秀実		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年木材利用の価値が下がったため、放置された森林が増え、森林の持っている水源を涵養する機能、土砂災害を防止する機能、木材資源を供給する機能、二酸化炭素を吸収する機能、生物多様性を守る機能などを発揮できない状態になってきており、国も森林環境税などの財源を確保し、森林再生に取り組もうとしています、なかなか進まない状態になっています。

そのような中で、年齢を問わず様々な世代の人に対して、木の良さやその利用の意義を学ぶ木育の活動を普及推進のすることが森林再生につながる活動になると思いから、かつらぎ町の全小学校での年一回の木育授業、かつらぎ町・高野町で地元の木材を使用したオリジナルの木製玩具を、新生児にプレゼントするファーストイ事業を任意団体として行ってきました。

今回、法人として申請するに至ったのは、上記の任意団体として実績してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくことと、活動を広げていくために他地域の行政や関係団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を所得するのが最適であると考えました。

法人化することにより、組織を発展、確立することができ、将来的には近隣都道府県にも、森林の機能や価値を伝え、木の良さやその利用の意義を学ぶ木育活動を展開することができるようになり、広く社会に貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2018年8月 木心ひかり工房設立

2021年7月 任意団体木育サポートネット加盟

2022年9月 任意団体木育サポートネットわかやま発足

2024年9月 法人の設立を発起し、会員間での法人化への意思確認

2025年5月 設立総会開催

2025年5月5日

特定非営利活動法人木育ネットワーク

設立代表者

氏名 光永 武史

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

2025年度の事業計画書

法人成立の日から2026年4月30日まで

特定非営利活動法人木育ネットワーク

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①木育及び木育の普及・啓発事業	学校での木育授業の開催	年1回 (2学期に開催)	かつらぎ町	8人	かつらぎ町内 小学生 200人	630
②木製玩具の普及・啓発事業	市町村からのファーストイ企画	年度内1回	かつらぎ町	4人	かつらぎ町内 出産者	3600
③木育から森育へと繋げ、森林環境教育の普及・啓発事業	森林関係者との共同普及・啓発企画の開催	企画を理事会にて立案検討				
④木育に係る人材育成事業	木育インストラクター養成講座の開催	企画を理事会にて立案検討				
⑤他団体との交流・協同によるネットワーク構築事業	木育・森育近畿フォーラムの共催	年1回 (9月に開催予定)	奈良おもちゃ美術館等	3人	木育森育に興味の有る人	0

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

2026年度の事業計画書

2026年5月1日から2027年4月30日まで

特定非営利活動法人木育ネットワーク

1 事業実施の方針

- ・2026年度は、以下の事業を確実に実施することを目指す。

2 事業の実施に関する事項(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 木育及び木育の普及・啓発事業	学校での木育授業の開催	年1回 (2学期に開催)	かつらぎ町	8人	かつらぎ町内 小学生 200人	630
② 木製玩具の普及・啓発事業	市町村からのファーストトイ企画	年度内1回	かつらぎ町 高野町	4人	かつらぎ町 高野町内 出産者	3850
③ 木育から森育へと繋げ、森林環境教育の普及・啓発事業	森林関係者との共同普及・啓発企画の開催	2027年度開催に向けて計画を立てる				
④ 木育に係る人材育成事業	木育インストラクター養成講座の開催	2027年度開催に向けて計画を立てる				
⑤ 他団体との交流・協同によるネットワーク構築事業	木育・森育近畿フォーラムの共催	年1回 (9月に開催予定)	近畿地区内	3人	木育森育に興味の有る人	0

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

2025年度 活動予算書
法人成立の日から2026年4月30日まで

特定非営利活動法人木育ネットワーク
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金	140,000		
3. 受取助成金等		140,000	
4. 事業収益			
小学校木育授業	630,000		
かつらぎ町ファーストイ	3,600,000		
		4,230,000	
5. その他収益			
経常収益計			4,370,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
諸謝金	296,000		
会議費	10,000		
消耗品費	10,000		
交通費	10,000		
小学校木育授業 教材費	344,000		
かつらぎ町ファーストイ			
デザイン制作料	110,000		
材料費(かつらぎ町産材)	400,000		
加工費	2,520,000		
梱包材料費	160,000		
しおり製作費	10,000		
玩具安全マーク使用料	200,000		
最終検品手数料	50,000		
コーディネート業務費	110,000		
その他経費計	4,230,000	4,230,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	50,000		
交通費			
消耗品費	10,000		
その他経費計	60,000		
管理費計		60,000	
経常費用計			4,290,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			80,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

2026年度 活動予算書

2026年5月1日から2027年4月30日まで

特定非営利活動法人木育ネットワーク

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金	140,000		
		140,000	
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
小学校木育授業	630,000		
かつらぎ町ファーストイ	3,800,000		
高野町ファーストイ	250,000		
		4,480,000	
5. その他収益			
経常収益計			4,620,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
諸謝金	296,000		
会議費	10,000		
消耗品費	10,000		
交通費	10,000		
小学校木育授業・教材費	344,000		
かつらぎ町ファーストイ			
デザイン制作料	110,000		
材料費(かつらぎ町産材)	400,000		
加工費	2,520,000		
梱包材料費	160,000		
しおり製作費	10,000		
玩具安全マーク使用料	200,000		
最終検品手数料	50,000		
コーディネート業務費	110,000		
高野町ファーストイ 加工費	250,000		
その他経費計	4,480,000	4,480,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	50,000		
交通費			
消耗品費	10,000		
その他経費計	60,000		
管理費計		60,000	
経常費用計			4,540,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			80,000
前期繰越正味財産額			80,000
次期繰越正味財産額			160,000